国会公契第 5 号 国官技第 37 号 国営設第 26 号 令和5年5月8日

各地方整備局 総務部長 殿

企画部長殿

営繕部長 殿

国土技術政策総合研究所 総務部長 殿

国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長 大臣官房官庁営繕部設備・環境課長 (公 印 省 略)

「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」の一部改正について

中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進については、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」(令和2年3月11日付け国地契第57号、国官技第386号、国営設第178号)の通知により運用しているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、また、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことを踏まえ、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」を以下の通り改正する。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に 二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改正前
3. 関係者への周知	3. 関係者への周知
本通知の内容については、既に発注してい	本通知の内容については、既に発注してい
る工事の受注者等に、別紙1の通知文案及び	る工事の受注者等に、別紙1の通知文案 <u>並び</u>
中間前金払をした工事について既済部分払が	<u>に</u> 中間前金払をした工事について既済部分払

できることの特例に関する<u>別紙2</u>の通知等をができることの特例に関する<u>別紙2及び別紙</u>参考として適切に周知されたい。

<u>3</u>の通知等を参考として適切に周知されたい。

(削る)

<u>別紙3</u> (略)

附 則

この通知は、令和5年5月8日から施行する。